

アスリート委員会規程

(設置及び目的)

第1条 公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会（以下「当協会」という。）は、定款第32条に定める専門委員会として、アスリート委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、満20歳以上35歳未満の現役選手によって構成され、選手の意見を当協会の事業運営に反映させることを目的とする。

(委員構成)

第2条 委員会は、10名以内の男女同数の委員で構成する。

(委員資格)

第3条 委員となる資格は、当協会においてスポーツチャンバラ段級資格を取得している者のうち、選任日から過去5年以内に全日本選手権大会ないし世界大会（以下「対象大会」という。）で基本動作・オープン打突・レディース打突のいずれかの部門のグランドチャンピオンとなった経験を有する者とする。

(委員選任)

第4条 委員は、当協会理事会において選考の上、決議によって委嘱する。なお、委員の中で、親族ないしこれに準じる特別な関係を有する者を複数選任してはならないものとする。

2 委員は、原則として奇数年（西暦）の年度に関する決算を承認する理事会の際に選任するものとし、任期は、選任後2年以内に終了する年度の決算を承認する理事会の日までとする。

(委員長、副委員長、委員)

第5条 委員長、副委員長は、委員会において互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌握する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 委員長および副委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がこれを代行する。

5 委員は、委員会に参加して意見を述べるほか、その他委員会の活動に参加する。

(委員会)

第6条 委員会は委員総数の過半数の出席で成立し、出席者の過半数でこれを決定する。議事の方法（対面・オンラインなど）および日時は委員長が定める。

2 緊急を要する場合には、委員長が議事をEメールなど電磁的方法により議決に附して決定することができる。

3 委員会を開催した際は必ず議事録を作成し、当協会事務局に提出するものとする。

(その他)

第7条 委員会は、原則として毎年7月ころまでに、各選手から広く意見を聴取した上で、当協会に対し、当協会の事業運営に関する提言を行うものとする。ただし、当協会の事業が休止しているなど、提言をすべき事項がない場合はこの限りではない。

2 当協会は、委員会が当協会に提言を行った際には、当該提言を当協会の組織運営に可能な限り反映させるため、アスリート委員会委員と当協会会長・副会長・常任理事が意見交換する場を設けなければならない。

附則

この規則は、令和4年4月 日付にて制定・施行する。